

第 1645 回 (6 月 13 日)

山岳地域における農業保護をめぐる

——ドイツの場合——

市 田 (岩 田) 知 子

GATT・UR 農業合意後、日本の農政は中山間地域対策をその柱に据えつつある。EC の共通農業政策においては過去 20 年来、農業条件が不利な地域の農家に対する所得補償や投資助成 (条件不利地域対策) が実施されてきた。本報告では、本年 4 月にドイツで行った調査 (「中山間地域の活性化条件の解明に関する研究」に関する海外調査) に基づき、とりわけ農業条件が厳しいバイエル州 (BY 州) の山岳地域で実施されている農業保護政策の内容、政策の対象である地域や農家の実態を紹介し、山岳地域の農業保護の意味を考察した。

1. 山岳地域農業保護政策の概要 (ドイツおよび BY 州)

ドイツは 1975 年の「山岳地域および条件不利地域の農業に関する EEC 理事会指令」(75/268) 以降、条件不利地域の農家に対する所得補償や投資助成を積極的に行ってきた。主として 1986 年の条件不利農業地域の指定基準の緩和により、その面積は大幅に増大し、1995 年 1 月末時点で旧東ドイツも含めて全農地面積の 5 割強に達している。またそれに伴い調整金受給経営数や調整金の支出も増大し、調整金受給農家は 1993 年時点で全体の 4 割強を占めている。しかしながら最も農業条件が厳しい山岳地域の指定面積は 1975 年以来変わらず、全農地の 2% 弱である。

州別に見ると、BY 州の山岳地域面積が最も広く全体の 3 分の 2 を占めている。BY 州では、他州と同様に共通農業政策の条件不利地域対策が実施され、その一環として山岳地域の農家に対する所得補償も行われている。その他に同州独自の政策として、環境や景観

の保全につながるような農法を採用した農家に対する所得補償である「文化景域プログラム」(KULAP: Kulturlandschaftsprogramm) が 1988 年から実施されており、たとえば伝統的なアルプス高原酪農 (夏場に標高 900~1500 m の高原で行う放牧) を営む農家に対する投資助成など、山岳地域農業の存続が促進されている。EC はこのプログラムに対して、CAP 改革の関連措置を根拠法として 1993 年から 50% の財政支援を行っている。

2. 所得補償の実態 (ドイツおよび BY 州)

1992/93 年段階で、旧西ドイツの条件不利地域に属し、かつ調整金を受給している専業経営の平均所得は約 4 万 3 千マルクであるが、うち調整金は 1 割強、農家に対する税制上の優遇措置をも含む所得補償全体の割合は 46% に達し、これら様々な所得補償は農家が生活続ける上で不可欠な存在となっている (連邦政府の 1994 年度農業報告より)。BY 州の条件不利地域の主業経営 (農業所得が農外所得を上回っている経営) についてもほぼ同様であり、調整金が所得に占める割合は、たとえ山岳地域であっても 1 割前後と必ずしも高くはない。ただし、前述のアルプス高原酪農を営む経営の場合は、25% と比較的高い。

3. BY 州山岳地域と農家の実態

調査対象地域のミースバッハ郡は BY 州都ミュンヘン市の南方にあり、オーストラリアとの国境に接している。全面積の 5 割が森林、4 割弱が農地、うち 95% は牧草地である。1992 年末時点での人口は約 88,000 人、うち農家人口は 7% である。比較的ミュンヘンに近い北部の市町村 (Gemeinde) を中心に、人口は増加傾向にある。同郡の場合、北部の 1 Gemeinde 以外はすべて条件不利地域に指定されており、南半分は山岳地域である。

郡南部の山岳地域で粗放的な畜産を営んでいる専業農家を 4 軒訪ねた。いずれも経営主と主婦、場合によっては親、後継者などが加

わって経営に従事している家族経営である。いずれもオーバーバイエルン地方独特の伝統的家屋（Einfirsshof といい、住居と畜舎が一つ屋根の下にある）に住み、4軒中3軒は家屋の2階以上を夏のヴァカンス客に提供している。農家民宿にまつわる仕事はもっぱら主婦が担当している。高品質のもと牛生産で高い所得を得ている一軒は別として、条件不利地域調整金、KULAP 補助金等の所得補償の割合はいずれも4割から5割に及ぶということであった。

4. 結論と今後検討すべき点

BY 州食料・農林省の担当者や調査に同行した普及員の説明によれば、アルプス高原酪農のような伝統的な山岳地域農業を政策的に保護しているのは、高品質の乳製品を生産するためでもあるが、放牧地を維持し森で覆われないようにすることによって、ヴァカンス客にとって魅力的な景観を守るためでもあり、土壌流出や雪崩などの自然災害を防ぐためでもある。和辻哲郎が『風土』の中で描いている「牧場的風土」を想起させる。EC 諸国の場合、1993 年の牛乳生産割当量売却・貸与条件の緩和が山岳地域の農業にどのような影響を与えているのか、翻って日本の場合、山間地域の景観や風土を維持するために保護すべき農業があるとすればそれは何なのか、を今後さらに検討すべきである。